

2018 年 8 月 26 日

区市アーチェリー協会(連盟)会長 各位
同 理事長 各位

東京都アーチェリー協会
会長 保坂 三蔵

行射中の重大な暴発事故について【通知】

日頃より、当協会の運営にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

首記の件につきまして、再三の注意喚起にも拘らず、あつてはならない事故が発生しました。当該協会の再発防止策の徹底はもとより、全区市ア協(連)において、事態を自らの戒めとし、都民に対して信頼回復に努めるよう、通知します。

本通知は、貴協会(連盟)の全会員諸氏に必ず周知し、再び同様の事故が発生しないよう、可能な範囲の措置を講じてください。

記

I 事故の顛末(板ア協からの顛末書による)

- 1 事故発生日時 2018 年 8 月 14 日(火) 18 時
- 2 発生場所 板橋区立洋弓場(東京都板橋区東坂下 2-21)
- 3 射手・弓種 30 代男性(板橋区ア協所属)・コンパウンドボウ使用
- 4 射場の状況 個人一般公開日、指導員等の配置はなし
- 5 事故の状況

上記の当該射手が個人練習中に、ドロ잉の過程で暴発し、射場の防矢ネットを越え射場的上の後方に位置する介護施設の 3 階部分の窓ガラスを破損した。人身被害はなし
事故直後に警察に通報、施設責任者(行政)と射手において現状を確認する。

6 現状での事故原因

同射場には、的面に向けてドロ잉を行えば、暴発が発生しても場外に飛び出すことがない程度(地上 8 m)の防矢ネットの備えがあり、現に、当該射手においては、今年 7 月にも射線上部のネットによって矢の飛び出しを防げた実績があり、その時点で、板ア協指導部から射型の是正指導を受けていた。

その後もセットアップ角度について注意を与えていた。

今回の事故に至ったことから、防矢ネットを越える角度に矢先が上方に向けられていたこと及び自身でコントロール困難なほどの敏感なリリースセッティングによる、予期せぬ暴発が原因と考えられる。

7 事故に対する対応【当面の対応】

- (1) 8 月 20 日以降当面の間、同射場の使用は使用休止となっている。これは、板ア協と行政の協議によるものである。
- (2) 行政による施設改修(ネットの増設等)は、予算の範囲で執り行われる予定である。
- (3) 被害施設への示談交渉は板橋区区民文化部スポーツ振興課が行っている。
- (4) 都ア協、全ア連への口頭及び文書による顛末の報告
- (5) 板ア協会員対象の安全講習会の実施(外部講師に依頼)
- (6) 当該射手に対する、板ア協のけん責処分(無期限の板ア協会員資格停止・同洋弓場の利用認定の無効化)

II 区市ア協(連)への要請事項

1 安全講習会等の実施

11月の安全月間の取組みを可能な限り早めて、集合・文書形式・掲示等の何れかの手段をもって、本事態の告知と貴協会(連盟)において、同様の事故が発生しないための対策を講じてください。

2 全ア連・競技規則の安全に係る部分、都ア協・競技運営安全管理規程の通読

個人(特に役員)においては、上部組織の規則、規程等を再確認するようご指導ください。

3 射場の一斉点検

折角の安全施設・設備も破損等で機能しないのでは、安全対策は無効になります。特に、ネットの腐食等については、貴協会(連盟)の代表者名で、行政や指定管理者に対して申し入れを行ってください。その際、都ア協会長を併記することが有効と考える場合は、同文書を事務局に同報してください。

4 練習開始時の安全確認の励行

団体利用、個人利用に関わらず、指さし等の具体的な方法で、危険が及ぶ(矢が飛び出す等)方向を確認してください。勿論、その方向に矢先を向ける行為は厳禁です。

5 第三者からの指示、第三者への指示

射型、射ち起しの角度に関する射場の指導員、協会役員等からの指導には、素直に従う態度で練習を行ってください。指導員・役員等は、仲間意識を払しょくして、お互いに指導しあえる環境の醸成に尽くしてください。

6 試合開始前の安全指導の励行

区市ア協(連)主催の大会・記録会においても、全ア連公認大会同等の競技上の注意事項を必ず、口頭において実施してください。射ち起しの角度が気になる選手に対しては、試合中であっても審判長等の責任者の判断で注意を与えてください(理論づけの無い指導は厳禁)。

7 事故発生時の対応

それでも防げない場合の措置を必ず考えておいてください。

人身、物損ごとに事故発生時の対応・連絡先を表等にして、射場に掲示してください。まずは、射場の管理者への通告・被害状況の確認、所属協会役員への通知、その後都ア協への連絡も忘れずをお願いします。

隠ぺい、無通告、放置は厳禁です。

III 都ア協としての今後の措置

現在は、板橋区ア協の協力で情報の収集を行っており、都ア協としての顛末書を全ア連に対して提出の予定です。

また、都ア協として処分の必要性等も含め、今後の状況判断は、常務理事会において協議の上、必要によって区市ア協(連)に対して文書通告します。

以上